



2023年12月13日

各 位

会社名 株式会社大泉製作所
代表者名 代表取締役社長 坪 勝彦
(コード番号 6618 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 鶴本 貴士
(T E L 03-5203-7811)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年12月31日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2023年12月14日（木曜日）
- (2) 基準日 2023年12月31日（日曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）
<https://www.ohizumi-mfg.jp/ir/kokoku.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案等について

2023年11月10日に公表した「支配株主である株式会社フェローテックホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社フェローテックホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案（以下「本株式併合に関する付議議案」といいます。）に含む本臨時株主総会（以下「本株式併合に関する本臨時株主総会」といいます。）を、2024年2月中旬頃を目処に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、上記②記載の場合には、公開買付者から臨時株主総会の開催の要請がされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。

当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は(ii) 本公開買付けが成立した上で公開買付者が株式売渡請求を行う場合、当社は、本株式併合に関する本臨時株主総会を招集せず、上記の基準日についても利用しない予定です。ただし、本株式併合に関する付議議案以外の付議議案が生じた場合には、その決議のために、本臨時株主総会を招集し、上記の基準日を利用する場合はございます。

なお、本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

以上